

松本市の文化財

第 1 集 (下)

国・県指定文化財調査集録

松本市教育委員会

目次

一〇	重要文化財	孔雀文鑿	………	一七
一一	重要美術品	手鑑「鬼玉集」	………	一九
一二	長野県宝	鋳銅連子格子釣灯笼	………	二二
一三	重要文化財	旧開智学校校舎	………	二四
一四	長野県宝	筑摩神社拜殿	………	二八
一五	重要民俗資料	七夕人形コレクシヨン	………	三〇
一六	〃	民間信仰コレクシヨン	………	三三
一七	〃	農耕用具コレクシヨン	………	三六
一八	長野県天然記念物	千手のイチョウ	………	三七
一九	長野県史跡	小笠原氏城跡	………	第三集所載
二〇	〃	塩原の牧	………	第三集所載
	あとがき	………	………	三九
	一 国宝	太刀 銘 熊野三所権現長光	………	二
	二 重要文化財	太刀 銘 (金象嵌義弘)	………	四
	三 〃	短刀 銘 国広・鎌倉住人	………	六
	四 〃	短刀 銘 左	………	七
	五 〃	短刀 銘 安吉	………	九
	六 重要美術品	太刀 銘 一	………	一〇
	七 〃	刀 銘 長曾根興里入道虎徹	………	一二
	八 〃	刀 銘 為窪田清音君山浦環	………	一三
	九 長野県宝	刀 銘 源清麿 弘化丙午年八月日	………	一五
		刀 銘 源清麿 嘉永二年八月日	………	一五

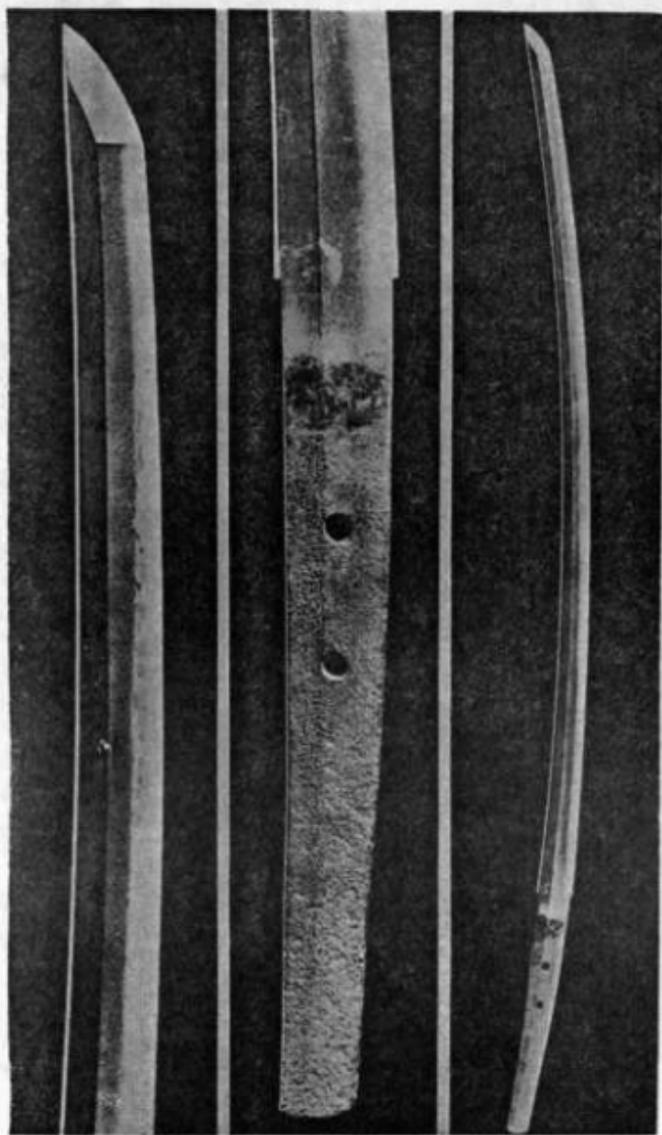
国宝 太刀 銘 熊野三所権現長光

- 一 指定項目 太刀 銘 熊野三社権現長光
- 二 所在および所在地 松本市深志三丁目六番一八号
- 三 所有者または管理者 松本市深志三丁目六番一八号 江原正一郎
- 四 由緒・来歴 昭和二十七年一月二〇日指定

この太刀はもと紀伊国（和歌山県）熊野の熊野三所権現に神宝として奉納されていたもので、云うまでもなく奉納者は刀匠長光である。その後鳥羽の城主九鬼家の所有となり、また徳川八代将軍吉宗の所有、また熊本細川家の分家細川利文家（もと子爵家）と転々し、また松本江原家に移ったものである。

太刀の全長七五センチ米（二尺四寸八分）、反二・九センチ米、その形状は鑄造、喰棟、腰反、踏張があり小鋒となる。鍔は小板目肌よくつみ、備前物特有の乱れ映りがあざやかに立つ。刃文は匂口のよく締った出来で、丁字乱にわずかに互の目がまじり、足や葉がよくはいる。帽子は湾れ込み、先は小丸となる。茎は生茎で、先は栗尻、鍔目は勝手下り、目釘穴二つ、銘は鍔下の棟寄に細鑿で「熊野三所権現」少し離れて下に「長光」と切つてある。

作者の長光は鎌倉時代末期に出た備前長船鍛冶中の代表的人物で、父は光忠、子は景光で、ともに技術拔群、長船鍛冶中の代表である。長光の作刀は、割合多く現存しているといわれているが、作品にむらがなく、いずれもすぐれているという。そうした中でもこの太刀は特にすぐれているといわれている。



大

刀

軍用兵器

一 指定項目 太刀 象峯銘義弘

二 所在および所在地 松本市深志三丁目六番一八号

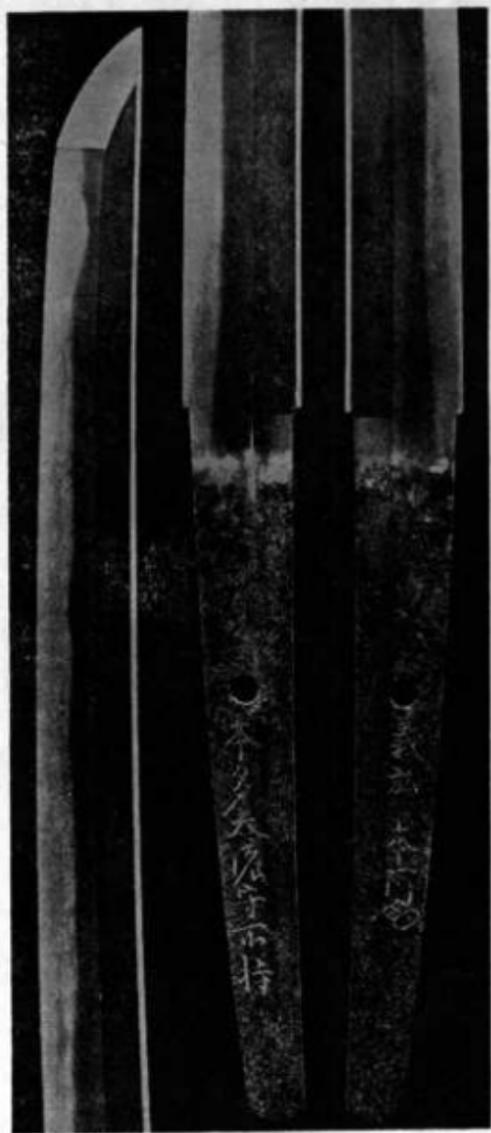
三 所有者または管理者 松本市深志三丁目六番一八号 江原正一郎

四 由緒・来歴 この太刀は一名「桑名郷」とも呼ばれ、江戸時代の名刀番付である享保の「名物録」にも載せられたもので、伊勢の国桑名の城主本多家に、藩祖平八郎忠政（忠勝の子）所持の愛刀として伝えられたのでこの名が出ています。本多美濃守忠政は、徳川四天王の随一といわれた本多平八郎忠勝の長子で、父の名を以て平八郎と稱し、関ヶ原の役後桑名城主、のち姫路城に転じている。この刀は太刀を大きく磨りあげたもので、銘の部分はないが刀剣鑑定家の本阿弥光徳が郷の義弘と極めて金象嵌を入れ、本多美濃守所持と所持者名をも併せ銘したものである。刀長六九・五センチ米（二尺二寸九分）江戸幕府制定の刀の寸法に合せて磨上げである。縁あって現在は江原家の所蔵となる。鑄造、庵棟、大磨上げのため反りが少ない。切先は中切先で姿も尋常に整い、鍔は小板目よくつみ、地沸が厚く、刃文は匂が深く、小沸の厚くついた湾れ調の乱れ刃で、総体に明るく冴え、帽子の焼きも深く、いわゆる郷義弘の特長をよくあらわしている。郷を江と書く場合があるが、これは草書とした場合江郷同一書体となるからで、同音の故によるとする説は正しくない。茎は大磨上げのため旧態はなく横樋目、先剣形、目釘穴は一つである。太刀銘として目釘穴下に義弘、間を以て「本阿花押」とあり、裏銘に「本多美濃守所持」と金嵌を入れてある。

作者の義弘は正宗十哲の一人で、越中の国（富山県）松倉郷に住したため、「郷の義弘」と称したと伝えられる。

古来義弘在銘の太刀は皆無とされており、ほとんどが極め銘である。

五 現状 松木江原家に保管されている。



重要文化財 短刀 銘 国広・鎌倉住人

一 指 定 項 目 短刀 銘 国広・鎌倉住人

二 所在および所在地 松本市深志三丁目六番一八号

三 所有者または管理者 松本市深志三丁目六番一八号 江原正一郎

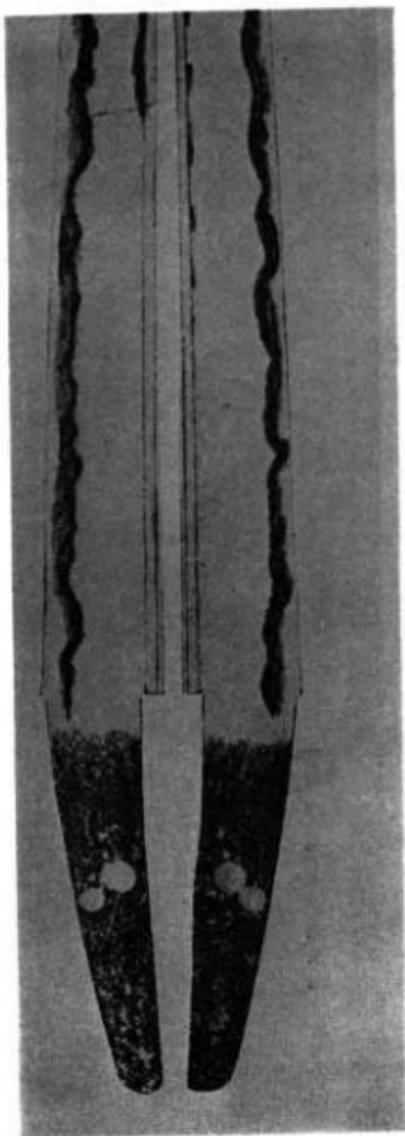
四 由 緒 ・ 来 歴 この短刀は、四国楊家の伝来で、文化財保護法施行以前大正八年指定の国宝であったが、改めて昭和二五年重要文化財の指定を受け、現在江原氏の所有となったものである。長さ二五センチ米（八寸二分）、平造、鍛目地肌よくつみ、地沸つき、地景まじり、金筋いり、刃文は直刃で勾口かまぐちしまる。帽子は小丸に返る。茎の銘は表に「国広」間を明けて「鎌倉の住人」とあり、通常の銘振りとは異なる。裏には「元享四年十月三日」とあり、總体的に見事な出来である。

作者の国広は、銘にあるように鎌倉時代の鍛冶で、鎌倉で作刀しているが、鎌倉鍛冶を起した新藤五国光の子とも弟子とも伝えられており、その作例は極めて稀少その作柄は国光と同等とされている。

五 現 状 江原家に安全に保管されている。

重要文化財 短刀 銘 左

- 一 指 定 項 目 短刀 銘 左
- 二 所在および所在地 松本市深志三丁目六番一八号
- 三 所有者または管理者 松本市深志三丁目六番一八号 江原正一郎



四 由 緒 ・ 来 歴 昭和八年文化財指定、もと某氏所有のち江原氏の所有となる。

この短刀は長さ二二センチ米（七寸三分）、平造、重ね薄く小振りな短刀である。鍛え小板目よくつみ、地沸がついて地景入り、地付明く冴える。刃文は小湾れ、匂深く、小匂よくつき金筋がかり、匂口は冴える。帽子は強く突

き上げて、深く焼上げ、茎は生ぶ、目釘孔二つ、表釘孔の下に「左」裏に「筑州住」と細鰹で強く切つてある。小振りながら見事なできである。

作者の左は筑前の国（福岡県）に居た刀鍛冶で、正宗十哲の一人に数えられている。彼は筑前の刀匠西連国吉の孫父は実阿と伝えられ、鎌倉末期から南北朝にかけての名人で、彼の出現によって相州伝が加味され九州の鍛刀技術は一変したと伝えられている。作刀の特長としては鍛えがよく、鉄色が澄み、刃文が冴えて明るく、帽子は強くつき上げて返る等の特色がある。短刀の場合はいずれも小寸ながら力感溢れたものが多く、この短刀もその例にもれず優品である。

五 現 状 江原家に保存されている。

重要文化財 短刀 銘 安吉

一 指 定 項 目 短刀 銘 安吉

二 所在および所在地 松本市深志三丁目六番一八号

三 所有者または管理者 松本市深志三丁目六番一八号 江原正一郎

四 由 緒 ・ 来 歴 昭和八年重要美術品指定、同二五年八月二九日重要文化財となる。

この短刀はもと九州熊本細川護立家伝来のものであったが、各所を転じ、江原氏の所有となる。短刀の長さ二六・七センチ米（八寸八分）、出来は左文字と大変似ている。その姿は肉置しまり、軽く反りきりつとした姿をみせ、鍛えはすぐれ、鉄色澄み、刃文は小湾れ、互の目まじり、よく冴え、帽子するどきつきあげ、左文字にせまる出来である。

五 現 状 江原家に保存されている。

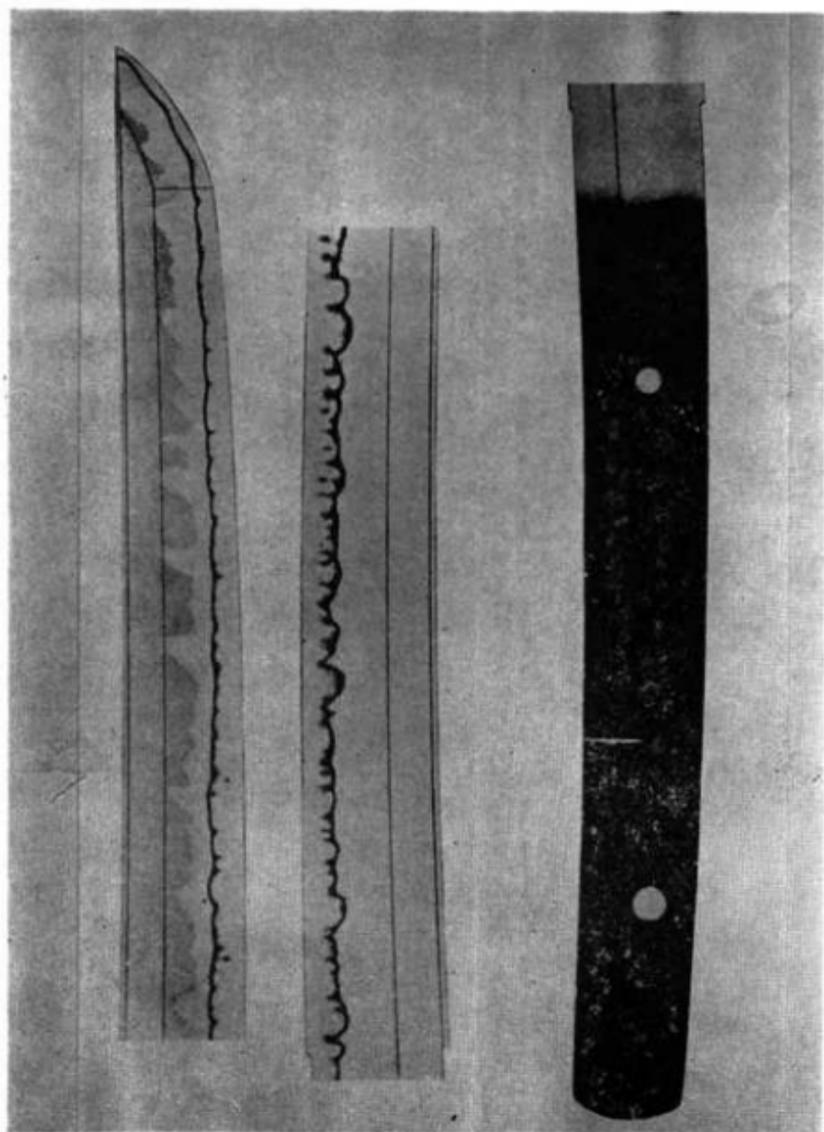
太刀 銘一

- 一指 定 項 目 太刀 銘 一
- 二 所在および所在地 松本市大字芳川村井二三八
- 三 所有者または管理者 松本市大字芳川村井二三八 小林周次
- 四 由 緒 ・ 来 歴 昭和二年四月一六日指定

本品はもと阿波（高知県）徳島の蜂須賀家伝来の品であったが現在は小林家の収蔵品として保存されている。全長七二・五センチ米（二尺四寸）、反り（六分九厘）鑄造、棟、身幅広く、鋒は猪首、腰に踏張りがある。帽子は乱込み返りはない。地鉄は杢目鍛え、よくつんで美しい、刃文は腰刃からやや花やいだ丁字乱れとなり物打ちから切先にかけて直丁字となる。映りは丁字映りとなり肌にあらわれて美しい。切先は小切先であるが茎は生茎、鑄が通り目釘穴は二個、鑄目は径尻栗尻である。一の穴の上に一文字を太刀銘に切る。

作者は鎌倉中期から後期にかけての備前鍛冶で、長船鍛冶と並立して二大潮流をなした一派の一人である。一文字派は、その土地によって福岡一文字と吉岡一文字を称したが、この太刀は福岡一文字と鑑定されているが、なお銘は「一」だけのものと一の下に側名を刻むものがあるが、この太刀の場合は銘一のみである。

- 五 現 状 所有者小林氏は自宅内に刀剣保存用の金庫を造り、保存され手入れも行届いている。



一 指 定 項 目 刀 銘 長曾根興里入道虎徹

二 所在および所在地 松本市深志三丁目六番一八号

三 所有者または管理者 松本市深志三丁目六番一八号 江原正一郎

四 由 緒 ・ 来 歴 昭和一六年九月二四日指定

この刀は長さ六九センチ米（二尺三寸）鑄造、庵棟、中鋒、反りは少ない。鍛えは小板目肌よくつき、地沸細かにつき、よく練れて冴える。刃文は湾れに互の目交り、足よく入り、匂深く小沸よくつき、匂口美しく冴える。帽子は掃かけの尖りごろ、茎は生ぶ、先は栗尻、鎌目勝手下り、目釘穴一つ、健全華麗な名作であるが、作刀の時代は晩年のものと鑑定されている。

作者長曾根虎徹は、もと越前の国（福井県）福井の甲冑師であったが、明暦の初めに年令五〇才を越えて弟子をつれて江戸に出て、刀鍛冶として大成した。はじめ「古鉄」また「虎徹」と改め、寛文四年以後「馬徹」と書体を改めている。作例は多い。

五 現 状 江原家に保存されている。

重要美術品 刀 銘 為窪田清音君山浦環源清磨製 弘化丙午年八月日

- 一 指 定 項 目 刀 銘 為窪田清音君山浦環源清磨製 弘化丙午年八月日
- 二 所在および所在地 松本市深志三丁目六番一八号
- 三 所有者または管理者 松本市深志三丁目六番一八号 江原正一郎
- 四 由 緒 ・ 来 歴 昭和一六年重要美術品指定

この刀は長さ八〇センチメートル（二尺六寸四分）、刀としては最も長大である。鑄造、庵棟、反もやや高く、中鋒延びる鍛え板目、やや大肌まじり、地沸よくつき、地景しきりに入り冴える。刃文は互の目、匂深く沸よくつき、砂流、金筋かかり、匂口冴える。茎生ぶ、先栗尻、鑢目大筋途、目釘孔一、銘は階書で切る。

作者清磨は、文化一〇年三月小泉郡の赤岩の山浦家に生れ、名は環、兄も刀匠として名高い真雄である。天保三年松代に移り、同六年まで兄とともに作刀している。のち江戸に出て幕府講武所の寄合、窪田清音の門に入り武士となろうとしたが、鍛刀の技術がすぐれているので、刀匠となることを契められ、鍛刀に専念、天保一二年には長州萩城下で鍛刀、同一五年小諸城下の兄真雄のもとに帰って鍛刀、弘化二年また江戸に出て四谷の北伊賀町に住み、窪田清音らと交渉をもちながら精進したので、四谷正宗と云われた。江原氏蔵のこの刀は、恩人である窪田清音の求めによって、弘化三年八月打上げたもので、長大な刀をよくまとめ見事な仕上げをしている。清磨の作風は相州・美濃・備前各伝を取り入れているが、その目標は鎌倉時代の志津兼氏にあったと説く人もいる。清磨ははじめ内蔵助環、また一貫斎と称しはじめ上田藩の鍛工河村寿隆に兄真雄とともに学び、銘は正行、秀寿と切ったこともあったが、その後清磨と改めた。然るに、嘉永七年一月一日、突然自刃して果てたが、その理由は勤王に関係あったとも云われている。時に年四二才であった。清磨は新々刀期における巨匠で、その鍛刀の業績は高く評価されている。

六 現

在 江原家に大切に保存されている。

長野県宝 刀 銘 源清磨 嘉永二年八月日

一 指 定 項 目 刀 銘 源清磨 嘉永二年八月日

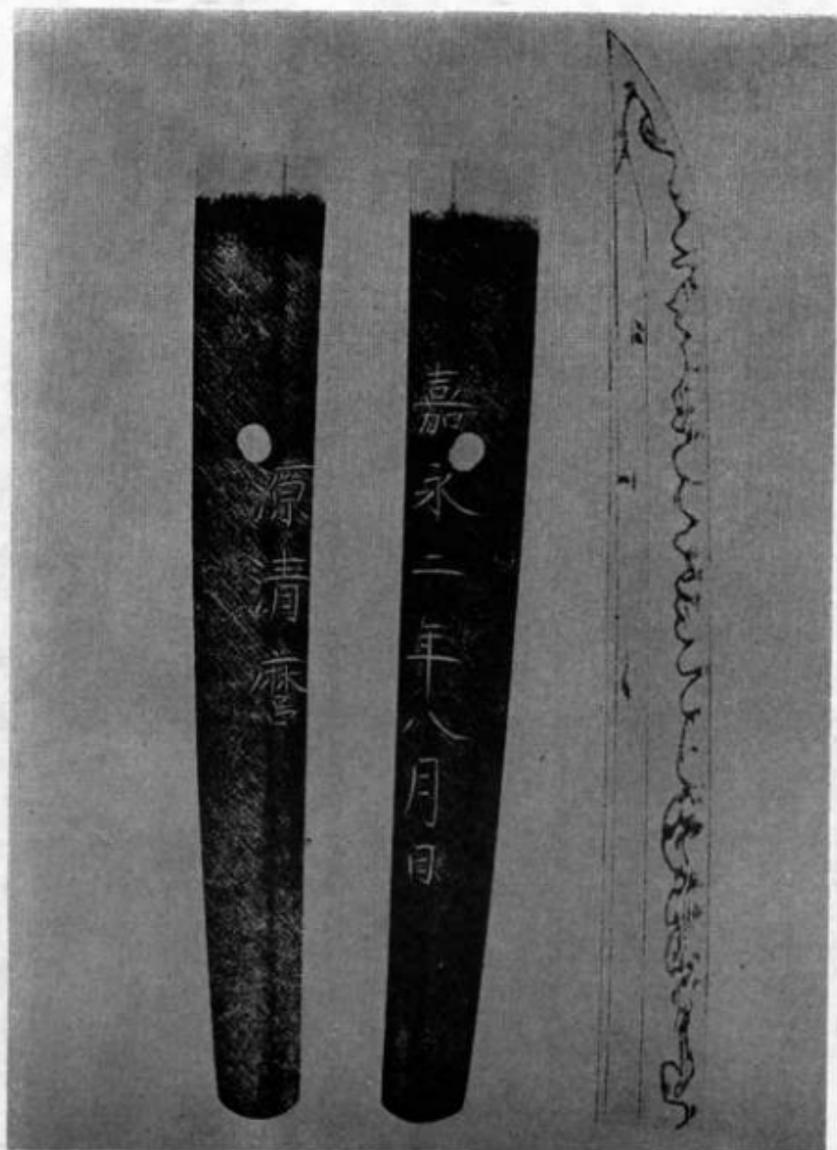
二 所在および所在地 松本市深志三丁目七ノ五〇

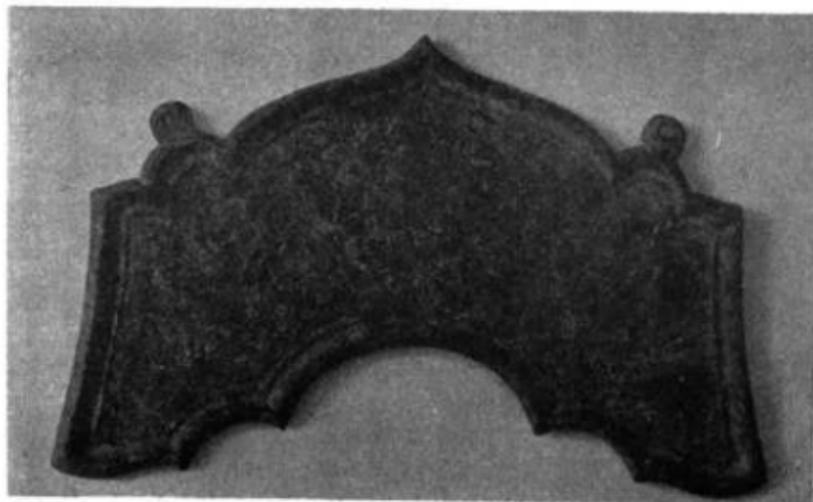
三 所有者または管理者 松本市深志三丁目七ノ五〇 村上昭美

四 由 緒 ・ 来 歴 昭和四一年三月一七日指定

この刀は七二・一センチ米（二尺三寸八寸）刀としては定寸である。鎗造り、庵棟、反少く、中鋒延びる。鍛目板目肌、やや流れごろに地沸よくつき地景しきりにはいる。小沸よくつき、所々に金線かかる。帽子乱込み、先は小丸掃きかけかかる。刃文互の目乱れ、出来はおだやかで荒びたところがない。しかも刀のもつ迫力が感じられ、同作中の傑作ということができよう。製作年代は嘉永二年で、彼の三四才の作である。なおこの刀が江原氏の所有となる前には、幕末の剣客山岡鉄舟の友人中条金之助が、窪田清音に懇望して愛刀としたものだという。

五 現 状 村上家の所有として大切に保存されている。





重要文化財
孔雀文磬くわかくもんけい

一指 定 項 目 孔雀文磬

二 所在および所在地 松本市丸の内四番一号

財団法人 日本民俗資料館

三 所有者または管理者 松本市丸ノ内四番一号

財団法人 日本民俗資料館

四 由 緒 ・ 来 歴 昭和三四年重要文化財指定

本品は市立松本博物館時代に入手したもので、寺院の伝世品でなく出土物である。磬は奈良時代から各宗寺院に使用される仏具の一種で法要の際導師の動作の合図に用いられる。本来は中国の祭典用の楽器で、はじめは石製を原則としたという。その形には通常のもののほか、松本市宮瀬出土の平安時代磬のように蝶形のもの、渋智県成菩提院所蔵磬のような洲浜式、和歌山県高野山円満院所蔵のような蓮華式等がある。民俗資料館所蔵の磬は通常形の磬で山形を呈し、両肩の鈕により釣される。中央に撞座があり、その左右に対称に孔雀文を鋳出している。本品の場合は、藤原時代の優美軽快な図様がやや形式化し緑の鏝も高く武骨な感じとなっており、明かに鎌倉時代の作品であ

る。撞座は複瓣八葉の蓮花文で、左右の孔雀は瑞雲の上に乗っている。

本品は松本市新村の旧専称寺跡の畑地から出土したものと伝えられているが、由緒は不明である。

法量 肩巾二二センチ米、裾張二七・三センチ米

総高一七・一センチ米、縁高〇・九センチ米

胎径〇・三センチ米、撞座径九センチ米

重量一・〇六キログラムである。

材質は青銅、全面は緑青色の錆で覆われている。

六 現

状 日本民俗資料館の展示室に展示されている。

重要美術品

手鑑「兔玉集」

一 指 定 項 目 手鑑「兔玉集」

二 所在および所在地 松本市丸の内一〇番三二号

三 所有者または管理者 松本市丸の内一〇番三二号 池上喜作

四 由 緒 ・ 来 歴 昭和一八年一〇月一日指定

右手鑑は江戸時代加賀国金沢藩の支藩に伝来したものと伝えられているが、明治維新の際、池上喜作氏の母方の祖父白木長九郎氏が、金沢において購入し、現在の池上家に伝えたものである。明治政府はこの手鑑の芸術的価値を重視し、博物館に提出を求めた資料が、同家に伝えられている。

兔玉集之義ニ付相尋度義有之候間、

明二十八日午前十時当局へ出頭可有之候也。

十一年八月二十七日 博物館印

白木長九郎殿

兔玉集之義ニ付達スル義有之候間即刻出頭可有之候也

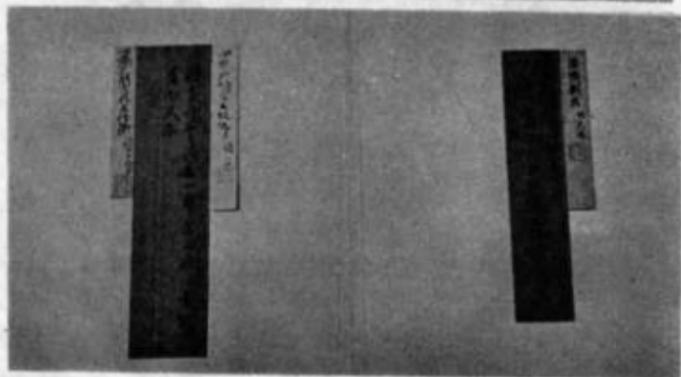
明治一年九月三〇日 博物館

白木長九郎殿

明治一三年明治天皇の松本御巡幸に際し信濃村中田家において天覧に供する等その後この「兔玉集」の存在は有名な



寶則不防慮未幾之事邊立之
 民僅調頃則則思遠皆憤為地
 國尚信親親遠于常度思輝行本



ものとなった。その後池上家ではこれを整理し新たに縦三九・五センチ米、横二九センチ米の函帖に仕立て表に聖武天皇の筆跡以下三五枚、裏に聖徳太子以下四五枚を付し保存してきたが、昭和一八年一〇月一日付をもって文部省から重要美術品の指定を受けた。その説明の中で特に重要な筆跡として

法輪寺切（行宮云々）梶尾印（同大権云々）藍紙本万葉集切（渡守云々）尾崎切（たちゐする云々）多智切天治本万葉集切が注記されている。

同函帖に付されているものを手鑑の作法通りに列挙するとつぎの如くである。

聖武天皇 光明皇后 嵯峨天皇 白河法皇 後白河法皇 後鳥羽法皇 後深草上皇 龜山上皇
後宇多上皇 伏見上皇 後伏見上皇 後二条上皇 花園上皇 後醍醐天皇 尊良親王 小野道風
藤原行成 源順 四条公任 源俊賴 藤原基俊 左京大輔頭輔 藤原清輔 藤原忠家 藤原俊忠
藤原俊成 藤原定家 寂然法師 西行法師 世尊寺伊經 寂蓮法師

（裏）

聖徳太子 藤原鎌足 吉備真備 菅原道真 伝教大師 慈恵大師 慈覚大師 道元禪師 興教大師
智証大師 文覚上人 大夫坊覚明 俊乗坊重源 大燈国師 親鸞聖人 日蓮聖人 一休禪師
明恵上人 源兼行 藤原清範 藤原秀能 慈鎮和尚 俊寛僧都 源頼政 源頼朝 中將姫
阿仏尼 京極良経 九条道家 四辻善政 北条時頼 兼好法師 藤原宣房 藤原為家 二条為世
頼阿法師 慶運法師 淨弁法師 世尊寺行能 世尊寺行房 尊円法親王 等となっている。

五 現 状 池上家では自宅の土蔵に保管しており保存の状態は良好である。

長野県宝

鑄銅連子格子釣燈籠

銘 宝徳三年辛未四月八日



一 指 定 項 目 鑄銅連子格子燈籠

二 所在および所在地 東京都上野公園東京国立博物館

三 所 有 者 松本市深志三丁目六番一八号

江原正一郎

四 由 緒 ・ 来 歴 昭和四五年四月一三日指定

この燈籠は銘文にあるように宝徳三年（一四五）に更埴市の明徳寺住職が奉納のため鑄造されたものである。その後転々し江原氏の所有となり、現在二の場所に展示されている。

この燈籠は鑄銅の釣燈籠であるが、年号のあるものとしては嚴島神社の正平二年のものに次いで古く、形姿整い、見事な出来ばえである。釣り環台の宝珠、六瓣花形の反りのある笠、火袋を形作る。五本の柱、連子と格子、すべて一度に鑄上げたものである。上部の鉄の釣環も、当初からのものと推定される。笠には油抜きに三面宝珠の形を鑄出し、放射状に五行にわたって次の刻銘がある。

「奉治之 明徳寺 常住也 宝徳三年 四月八日」

この燈籠の寸法は、高さ三七センチメートルで、釣燈籠として優れたものであるが、特に室町時代の年紀銘があることで

貴重な資料といえる。鋳造の月日が四月八日であることにより、寺への奉納であろう。

五 現 状 現在は東京国立博物館に保管展示されている。



校舎全景

重要文化財 旧開智学校校舎

- 一 指定項目 旧開智学校校舎（本館）
 二 所在および所在地 松本市開智二丁目四番一二号
 三 所有者または管理者 松本市

四 由緒・来歴 昭和二四年重要美術品、さらに昭和三六年重要文化財に指定された。また同四〇年建築資料が追加指定されている。

同校舎は筑摩県時代の明治九年（一八七六）に、もと松本市本町の旧全久院（松本藩戸田家の菩提寺）跡に建てられた筑摩県学（明治五年五月創設）、同じく同所に新築された学制による小学校、すなはち第二大学区第一七番中学区第一番小学開智学校（明治六年五月六日）の後に規模を新たにし新築されたものである。以後数次の教育制度の変革により、校名も「東筑摩一番小学区開智学校」（明治一三年）、「松本開智尋常小学校」（明治二一年）、「松本尋常小学校」（明治二二年）、「松本尋常高等小学校」（明治二五年）、「松本尋常高等小学校男子部」（全上）とかわり、また松本市となってからは

「松本市立松本尋常高等小学校男子部（明治四三年）」、「松本市立松本尋常高等小学校開智部」（大正七年）、一校制から多校制への移行に際し「松本市立開智尋常小学校」（昭和一〇年）、また国民学校令の公布によって「松本市開智国民学校」（昭和一六年）、さらに「松本市立開智小学校」（昭和二年）と変わり昭和三八年開智小学校と田町小学校の合併新築によって校舎としての使命を終り、同三九年八月三十一日現位置に移築復元され同四〇年四月一日からは、教育資料をも含め一般に公開され現在に至っている。

このように松本市の義務制教育の重要な施設として明治九年以来九〇余年にわたって存続された校舎は、昭和三九年の解体移築の際、出来るだけ創建当時の姿に復元された。本校舎の構造は、木造・棧瓦葺・寄棟、総二階造りの土蔵造りで、中央部に八角塔をつけている。なおこの校舎には、一二・六米×五九・四米の教室棟が鍵形につけられ、その総面積は二、六七八平方米、生徒収容数凡そ一、三〇〇人の大きな規模であった。

工事の費用は、明治八年四月から同九年四月までの「開智学校新築費用総額帳」によると、一万一、一二八円二四銭八毛であった。また、この建築の発議者は筑摩県権令永山盛輝で、県庁所在地である松本町に模範的な近代学校を新築すべく、学区区域の各戸長を説諭し協力を得て、完成をみたが、施工者は松本市の木工棟梁立石清重（文政一二年～明治二七年）で設計及び施工に際しては、東京の開成学校や東京医学校等を参考として作ったといわれている。現在の建物の間取りは別図の如くであるが、明治二九年頃玄関が改築され、鍵の手につけられていた教室棟は同二九年の水害により旧態を損し、昭和三年の改築により、全く改廃されさらに同三八年松本市立開智小学校廃校の際に撤去された。昭和三八年における移築復元工事は、文化財保護委員会の監督のもとに、松本市教育委員会が担当し、昭和三八年一月着工、同三九年八月現在地において竣工したが、その工費は、二、八七三万円であった。解体修理の際、出来るだけ創建当初のものに復したく、建設施工者立石清重の記した「開智学校新築仕用帳」ならびに写真・古図などを参考にして、当時の工法・仕口・痕跡などを入念に調査し、当時の様式に復した。その際、復元した箇所は



玄 関 露 台 の 彫 物

次のとおりです。

○玄関部車寄—明治二九年卒業記念の写真により、唐破風彫刻付であることが判明しこれを復した。

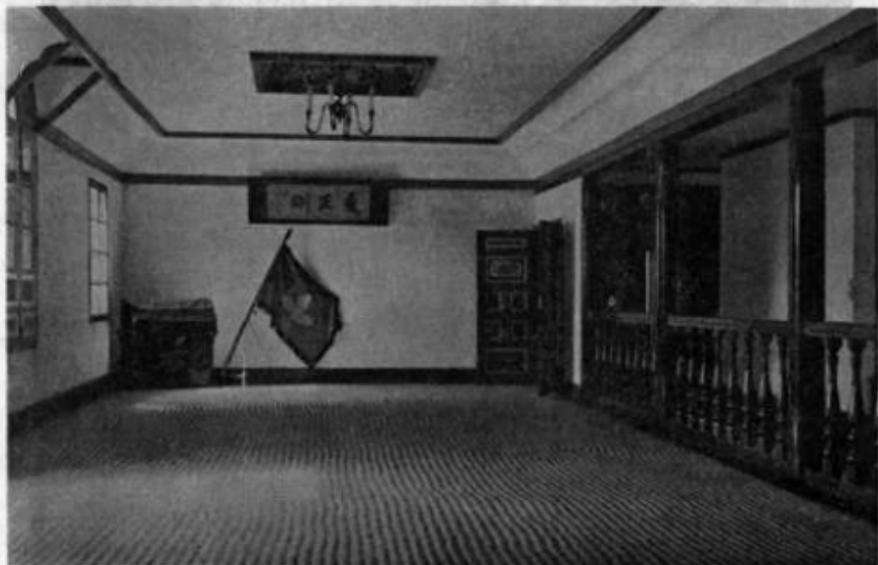
○棟飾り—大棟の棟飾りは、明治一七年撮影の写真によると箱型の多段式棟飾りであるが、同二五年撮影の写真には鬼瓦になっていたのでこれを復した。

○各室の名称、間仕切もしばしば変更されていたので、明治一〇年代と推定される校舎平面図・仕口・痕跡などを参考として旧に復した。

さて本建築の特色は、明治初年の代表的な学校建築であるが、和様折衷と唐様建築をとり入れた不思議な建物となっている。例えば玄関は唐様と西洋風建物で露台の上に唐破風そこにエンゼル、棟瓦の部分にはアカンサス、柱の上部には和風の牡丹とこだけでもすでに和・漢・西洋の混交がみられる。下の露台には西洋風の欄干が建てられているが、正面の飛雲は来迎雲と瑞雲で東洋の雲である。また露台の下の欄間には鶴の彫物と全く和洋の粋を集めている。また屋根の中央部につけられた八角の高楼は西洋風である。また講堂にはステンドグラスを使う等、伝統の中に新しさを求めた当時の人々の願望が表現されている。このような形が当時の新しい学校建築であるが、本校が建設当時の姿で今まで残されたことには大きな文化的意義があり、それが文化財として指定された主因である。

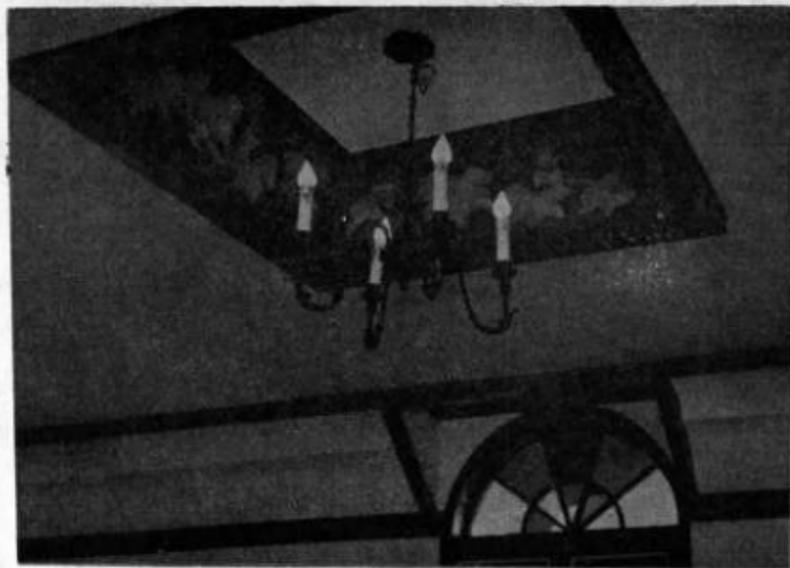
五 現

状 建物の中には、当時の教育資料はか現在に至るまでの教育資料が凡そ三万点近く、展示または収蔵されている。



上 講堂内部

下 講堂天井の照明とスタンドグラス





長野県宝 筑摩神社拝殿

- 一 指 定 項 目 筑摩神社拝殿
 二 所在地および所在 松本市大字筑摩
 三 所有者または管理者 松本市大字筑摩 筑摩神社
 四 由 緒 ・ 来 歴 昭和四一年一月二七日指定

この拝殿はもと興社筑摩神社の拝殿として造立されたものであるが、慶長一五年の造立であることが、本社所蔵の棟札によって知れる。造立責任者は松本城主石川康長の家臣吉田清兵衛良勝で、大工頭梁の記録はない。しかし大町の宮大工金原周防造の所伝がある。

拝殿は三間三面、入母屋造で、屋根は柿葺（但し棟は瓦葺）、正面に一間の向拝をつけているがこれは昭和一〇年の解体修理の際新しく取りつけたものである。また側面に脇障子をつけているが、これも後補である。床の下に低い基壇を設け、石の土台を廻している。柱は大面取りの角柱で、檜材である。縁長押、内法長押、頭貫（木鼻付）を廻し、角三ツ斗組で桁を受けている。軒は疎檼の一軒、母屋の正面一間は敷居を入れているが、扉

を欠き、その両側は格子戸としており、背面の正面は両開きの格子戸となっている。側面ははめ殺しの番戸、右側面一間に引違い戸を設けて出入口としている。内部は畳敷きで、天井は竿縁である。また軒の中備えとして、正面背面中央に蕨股かえるまたをおいている。妻飾りは、かぶら懸魚けがぎよとし、正面の懸魚のひれは牡丹、背面の懸魚ひれは葡萄の彫刻があるが、これらは後補である。棟の鬼板には、水野家（松本七万石）の定紋花沢はなざわがつけられているが、これは水野氏の時代に修理されたことを語っている、（寛永一九年〜享保一〇年）この建物は建築史上にいう桃山時代のものであるがその特色のみられるのは、拳鼻の彫り、実肘木まじひじまの繰り型、面取りの大きな角柱、蕨股等がある。各所に改造の箇所があるが、全体的にみて、屋根の勾配もゆるく形のよい拝殿である。神社建築の上で、拝殿建築のできるのは、後世のことで、長野県下においても拝殿が指定されているのは筑摩神社以外にはない貴重な存在である。

五 現 状 昭和一〇年の解体修理以後、よく保存されている。

重要民俗資料 七夕人形コレクション

一 指 定 項 目 七夕人形コレクション（四五点）

二 所在および所在地 松本市丸の内四番一号 財団法人 日本民俗資料館

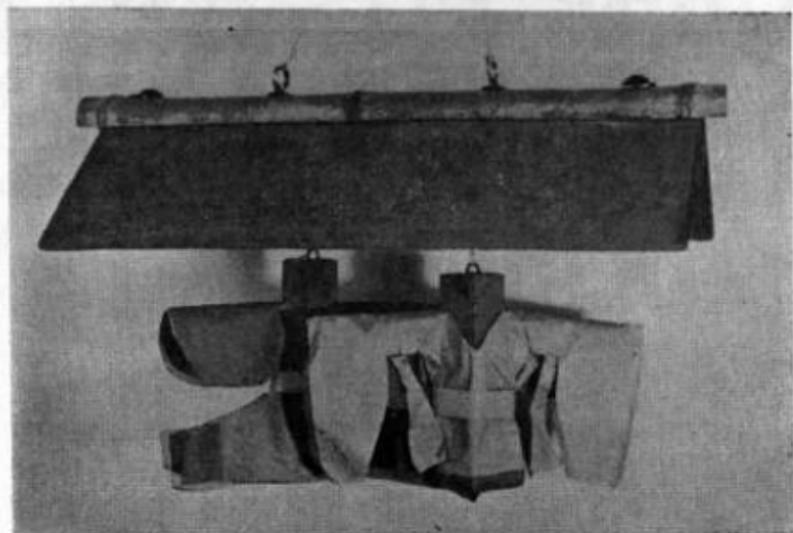
三 所有者または管理者 松本市丸の内四番一号 財団法人 日本民俗資料館

四 由 緒 ・ 来 歴 昭和三〇年四月二二日指定

昭和初年松本記念館引続き松本博物館時代に集めたもので、江戸時代末期のものが主である。松本平は主として松藩の所領であったが、筑摩郡に入り込んでいる諏訪高島領、伊那高遠領も、経済圏・文化圏の上では松本の城下町を中心としていた。コレクションにあるような七夕人形が松本平一帯に行われていたことは、天明年間に松本平を遊行し、洗馬の釜井庵に寓居した漂泊の文人菅江真澄の「遊覧記」の中にも絵入りで書かれているが、江戸時代以降の七夕祭の風俗を語るものとして貴重な資料である。

件名と数量を挙げるとつぎの如くである。

- 。人型形式（角形の人形に衣裳の紙を張り重ねる）1〜4まで、紙製乗馬姿のもの5
- 。足長着衣型（角材木製箱型、本物の子供の着物を着せる）6・7
- 。足なし着衣型（足がなくて着物をきせる）8・9
- 。紙びな型（製、紙青表衣茶袴等）10〜17、19〜37
- 。紙びな型（木製）18
- 。流しびな型（紙製、色は白紫黄黒茶青等）39〜40
- 。七夕人形顔（板製・絹製）41〜43



。七夕人形版木（板材）44と45（番号は指定申請登録番号）

以上のうち明確に江戸時代（末）のものは14と18の五点、江戸末か明治初年のものは1と5、31と10、24八点、明治から大正期のもものは7・19・21・26と37、41・42の二七件、現代のものは2122、34の三点となっている。また七夕の行事については、城下町、近郊の農家、武家のもの等があるが、武家使用のものは1と4、町家使用のものは5・6近郊農家のものとしては38と40等である。

五 現

状 保管者日本民俗資料館では、一部を常時展示、他は収蔵庫に保管されている。

重要民俗資料 民間信仰資料コレクション

一指定項目 民間信仰資料コレクション

二 所在および所在地 松本市丸の内四番一号 財団法人 日本民俗資料館

三 所有者または管理者 松本市丸の内四番一号 財団法人 日本民俗資料館

四 由緒・来歴 昭和三四年五月六日指定

民間信仰に関するものを、松本平を中心を集めたものであるが、松本平以外のものとしては北信下高井郡の二一件小県郡の四件、木曾郡の二件、下伊那郡の二件、下水内郡の一件等があり、種類別にみると正月の行事に関係するものが最も多く、その中で道祖神に関するものが二九三点中の五五件に及んでいる。登録番号順に件数を挙げるとつぎの如くである。正月の門かざりに関するもの1と5、お神酒の口51と536と12、粥かき棒1314、粟穂ノ神穂15、粟駒16と20、110、鬼の手21、太箸22、豆の花(削り掛)23、田の神様24、十日夜の薬鉄砲25、十二月26と28、すほう花29、ほんだれ30、こんぶくろ31、松本だるま32・33・34、松本福神35、牛伏寺厄除牛36、初音37、猿ぼこ38・39、蘇民将来40、山の神のうま41と44、山の神の剣45、うつき樽46・47、ほうそ流しの神棚48、薙鎌49、ヌサ(幣)50、神祖神54と111である。最も件数の多い道祖神関係のものを地域的に分類してみると、下高井郡下のサクラ・ヤナギ・ミズ木・クルミ等による丸木製の男・女神像や、松本市内の、木製丸彫の神像(最大六〇センチ米)等はすぐれたものである。また道祖神祠も84・8596・97・104・106・108と七件あるがいずれも松本市内のものである。また道祖神祭りの神官である神主三九郎とあるお札の版木75は、これまた松本平特有のものである。また道祖神の別の祭神である。男根木製73・91・92・101・102も道祖神信仰の一斑を示すものとし特殊なものである。また民芸品としても注目されているものに松本特産の「おみきのくち」があるが、これは正月の行事に係る伝統的な細竹細工ですぐれたものと



五 現 状 日本民俗資料館内に展示または収蔵されている。松
云われる。これには一ツ玉梅付き形、三階松形、三ツ玉宝珠形等と種々あり作製についての技術者も残っている。松
本福だるまも縁起物として、この地の特産である。

重要民俗資料 農耕用具コレクション

一 指 定 項 目 農耕用具コレクション

二 所在および所在地 松本市丸の内四番一号 財団法人 日本民俗資料館

三 所有者または保管者 松本市丸の内四番一号 財団法人 日本民俗資料館

四 由 緒 ・ 来 歴 昭和三四年五月六日指定

江戸時代末から明治・大正・現代にかけての農耕具七五点を収蔵している。集めた範囲は松本平を中心とした七五件、七九点であるが、種類別にするに田畑を耕す鋤、鋤の類と草を刈り、作物を取り入れる鎌がある。その他穀物の収穫具が多い。鋤の類には、江戸時代の鉄鋤先12・64・65・66・67・68・75があり、鋤には踏鋤10・11・13・14・15があり馬耕鋤には17・18・19・20・21・22がある。鎌には手鎌42、麦刈鎌48、草刈鎌49、穂刈鎌50・53がある。その他収穫具にはひきや臼31・35・69、土臼32・38・74等があるが、年代的にみると、江戸時代一件、明治時代三三件大正時代八件、現代三三件である。

五 現 状 日本民俗資料館の中に展示または収蔵されている。

千手のイチヨウ



五・八三米ある。しかしそのまわりになお八本の枝が分岐して立ち、木の高さは約二九米に達し、樹勢は旺盛であると記されているが、昨年度から急に樹勢が衰え、枯枝が目立っている。特別の保護を要する。

千手の公孫樹と呼ばれるきたのは、この公孫樹のある山中の平地に千手観音のお堂があり千手観音の信仰があったためである。樹は雄株であるが、気根を乳房のように垂らしていることから、乳の出ない婦人が乳の出る礼願をし、明

一 指定項目 千手のイチヨウ

二 所在および所在地

松本市大字入山辺字千手八五四八番地

三 所有者または管理者

松本市大字入山辺四五二六番地

谷川松枝

四 由緒・来歴

昭和四〇年七月二十九日指定

この公孫樹は、雄株で結実しないが、

指定当時の目通りの周囲は一、三六米

地上約一米の高さから幹が分れて二本と

なり、その一つは（西北部）は周囲六・

四七米、他の一つ（東南）のものは周囲

治大正期にかけて遠近からの参詣者が多く、昔は二棟の建物があったというが、今は観音堂一字とみたらしの池（井戸）が残り、樹の周囲には石造の観音像が一〇数体奉安され、往時の信仰を残している。当地方としては最大の公孫樹で、民間信仰との関係も深く保護を要する。

五 現

状 昭和四五年度に新たに柵をめぐらし保護につとめているが、樹勢の衰えが甚しい。

あ　と　が　き

本編は昭和四十二年より刊行された、松本市所在の国・県・市の指定文化財の調査集録の中の一編で、国・県指定の貴重な文化遺産を集録したものであります。その後一部に変更があつたので、このたび修正の上再版するものです。

当教育委員会は、この集録を文化財の基礎調査として作成しましたが、さらには、郷土の歴史の理解、及び文化財愛護の意識の高揚、また一般教養に資することができれば幸いと思ひます。

尚、本集録には、国指定文化財十四件、県指定文化財六件が掲載されております。

昭和五十七年三月一日

松本市教育長　中　島　俊　彦